

平成29年第3回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成29年9月7日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成29年9月7日（木曜日） 午前9時57分～午前11時30分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：今野功成	次長兼財政課長：舛谷祐幸
総務課長：福原勝人	総合防災課長：竹村由喜美
税務課長：今野清一	
市民部長：佐川浩資	環境交通安全課長：田口禎幸

神岡支所長：伊藤禎祐	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：佐藤吉一	協和支所長：加藤博勝
南外支所長：佐藤正悦	仙北支所長：大河洋子
太田支所長：煤賀義博	

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

審議案件

- 第1 報告第7号 専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第3号））
 - 第2 報告第9号 専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号））
 - 第3 議案第117号 字の区域の変更について
 - 第4 議案第118号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
 - 第5 議案第119号 平成29年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第6 議案第123号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）
 - 第7 請願第14号 川原集落集団移転に関する請願
 - 第8 陳情第57号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情
 - 第9 陳情第63号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
-

午前9時57分

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。委員各及び職員の皆様には、大変お忙しい中、ご参集賜りまして、改めて熱く御礼を申し上げたいと存じます。

7月22日の記録的な大雨によってですね、大仙市も甚大な被害を被ったところがございます。当局、市としてもですね、今、一生懸命になって努力してもらっているわけなんですけども、やはり被災者の立場を考えますと、一日も早い復興を願っているところがございます。それと併せてですね、今日のこの常任委員会、私の方の常任委員会の委員というのが、2年の任期なんですけども、今日が最後の常任委員会なるかと思えます。そういうことありますので、今日はスムーズな形で進めさせていただきたいと思えますので、なんとかご協力の程、お願い申し上げたいと思っております。定刻前なんですけど、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。はじめに、今野総務部長、お願いいたします。

○総務部長（今野功成） おはようございます。審査お願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします付託事務事業の遂行に際しまして、ご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、7月22日からの大雨災害につきましては、議員各位のご協力、ご助言をいただきまして、感謝申し上げます。現在も復旧に向けて、鋭意努力中ですので、今後も引き続き、よろしく願い申し上げます。

さて、今次定例会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件につきましては、平成29年度一般会計補正予算案に係る専決処分報告2件、それから単行案1件、それから一般会計の補正予算案2件の合わせて5件でございます。

内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。次に、佐川市民部長、お願いいたします。

○市民部長（佐川浩資） おはようございます。今次定例会に上程しております市民部関係の案件につきましては、議案第118号平成29年度一般会計補正予算について、また、議案第119号平成29年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算についての2件でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、7月22日からの大雨によりまして、大量に発生しました災害ごみの処理につきましては、市政報告でも述べられましたとおり、7月25日から順次収集を開始しております。一昨日の9月5日までの処理量につきましては、大仙美郷クリーンセンターが1,114t、民間の処理場が194t、それと家電リサイクル、テレビやいわゆる白物家電、洗濯機、冷蔵庫といったものが、733台となっております。また西仙、協和等の仮置き場の処理につきましては、概ね今週中に終了する見込みとなっていることを皆様にご報告申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） は、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（佐藤清吉） はじめに、報告第7号「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 総合防災課、竹村です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日、同席しております職員を紹介いたします。総合防災班長の藤田主席主査です。では、座って説明させていただきます。

それでは、報告第7号、専決処分報告について、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。資料No.2補正予算書7月専決は7ページでお願いします。資料No.2-1事業説明書1ページをご覧ください。説明は、事業説明書に沿ってご説明いたします。

3款5項1目80事業、災害救助扶助費であります。補正前の額25万円に2,944万円を追加し、補正後の額を2,969万円とするものであります。始めに、事業

の目的としましては、災害により被災した世帯又は事業者の福祉及び生活の安定に資することを目的に、「大仙市災害見舞金支給条例」の規定により災害見舞金を贈呈するものです。

次に、これまでの火災を除く災害の見舞金の贈呈の実績といたしましては、平成23年6月の水害では1,445万円、平成24年の暴風被害では704万円を贈呈しております。なお、この2つの災害を受けまして「大仙市災害見舞金支給条例」の一部を改正いたしまして、平成23年度からは床下浸水被害や事業用建物の被害、平成24年度からは暴風による屋根部材の剥離被害も見舞金の対象となっております。

次に、今回の災害の状況といたしましては、7月22日からの記録的な大雨の影響で、河川の氾濫や土砂災害、内水等による住宅等の浸水被害が、市内各地域において発生し、7月30日15時現在では、住宅822世帯、149事業所の被災を確認しております。

最後に、専決処分させていただきました災害救助扶助費の2,944万円の内訳でございますが、4の(1)及び(2)のとおり、先ほど申し上げました7月30日現在で住家の全壊が1世帯あたり10万円で2世帯分の20万円、半壊が1世帯あたり5万円で30世帯分の150万円、床上浸水が1世帯あたり5万円で272世帯分の1,360万円、床下浸水が1世帯あたり2万円で558世帯分の1,160万円、事業所の浸水被害が1事業所あたり2万円で149事業所分の298万円、7月30日過ぎに判明した場合の予備として床上浸水10件、床下浸水30件分の110万円を措置しております。合計で1,011件分の2,944万円となっております。

なお、下の表は、上段が今ご説明いたしました世帯数、事業所数を地域毎に分類したもので、下段は8月22日現在の贈呈対象者数となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 見舞金なり、見舞金の基準が床上、床下という分け方ある訳ですけど、最近の住宅の建て方が、床下がベタ基礎、そのうえにいろんな冷暖房、いろんな電気機器を設置しているということで、床下だったら被害は少ないんじゃないかと単純に考え易いわけですけども、最近はそういかないという状況があるようです。その辺のところのいわゆるお見舞いに対する考え方、この辺従来通り、床下ですか、床上ですか、

はい、わかりましたって、こうペインティングして終わりのものなのか、あるいは今後とも、そんな、そういうような住宅の構造等を変化に対して対応していくという考え方になっていくものなのか、その辺の事情を説明をお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 床下浸水の考え方ということでございますけれども、最近、高気密住宅等は、床下に通気口が、まず無いというふうな住宅もけっこう増えて参りまして、今回の災害によりまして、そういう、それに該当する方々、床下ということで、該当する方々もおります。それで、通気口がある無しに、床下に浸水したというように考えまして、床下浸水の見舞金の対象とはしてございます。これからもそういう住宅の状況に応じて、いろんな変化があると思っておりますけれども、それはそれでその時に考えて対応して参りたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 電気機械設備がダメになってしまうと、大体4・50万ぐらい掛かるというんですね、家庭にとってはちょっと、かなり大きな負担ですので、いずれ今回のことについては、こうしろ、ああしろの注文は付けませんが、今後のあり方についての研究課題にしていただければ、ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今、石塚さんの言われたその非住家、床下とかいろいろこう分け方あるわけですが、今般、いろんな被害を受けた方々から意見を頂戴をした訳ですが、この神岡地域、特に神宮寺地区のところは、皆さんご存じのように、間倉築堤の穴空いているぼうやがあって、これはもう、いつも災害の時の影響しているわけですが、そういうことでその近所の近くの人たちは、その水の出方について、対処の仕方はベテランになってると、馴れているというか、家財道具の運び方もよく考えてやっておりますが、特に非住家になる部分ですね、生活の分野から、ここもう水が来るよと言う事になると、別な地域の話の非住家の建物の中に家財道具、できるだけ運んでしまつてると、だからそういうことで、そこが今度水かぶると、今言われたように電気製品だとか、その度にぶやになると、そういうことでお見舞金は、全然こないなという話をされたんですが、そういうふうに分け方とすれば、見舞金は無い、しょうがねなという話をしてきました。しかしながら、毎回毎回そういうことで、私たちの方のわご目を向け

ないんだと、住民の人達はそういう気持ちになっています。これも長年、築堤の分野について、私の知っている範囲でも30年、もっと以上前からですね、あそこの問題については、いろいろと要望などやってきた訳ですが、いつも回答というのは、要望を聞きました。あるいは、そのようにして上部の方へ連絡しますだとか、そういうことで、流されて来たという、今回もまさしくそういう感じであろうというふうに私は思っています。市長のいろんな一般質問に対する答弁の中でも、いろんなここやっていきますよという話をされましたけれども、地域の人たちから見ると、いくら良い話をされても、とてもまた一緒かというふうに思われるんですよ、だから具体的に事業化していく、そのものを教えてもらわなければ、信頼できなくなっているという、それを払拭するためにも、やはりきっちりですね、従来のような答弁でなくて、もっと市民の方で、そうかという、分かるような、その答弁できるようなことをしてほしいなと思っています。この前の秋田県知事の災害に対するゴルフ問題含めて、全員協議会やったわけですが、これ丁度、パソコンによる見られるようにライブ見られるように設定になっておったわけですね、ちょっとこうずっと最後まで見させてもらいましたけれども、その中で、この大仙市の議員の人で女性の方ですね、あの人何ていう人だっけね、この人が質問しておったんですが、間倉築堤は長年に渡って、そこ空白になっている、それは用地買収が進まないからだという話であったんだけど、用地はどうなっていると聞いたら、この答弁が、あれは県庁が、部長でありましたけれども、その時の協議会の日の答弁ですから、昨日国交省のどっかの幹部とお会いして、いろいろ話しましたと、その時に今の問題が出て、何ていいますかな、用地買収が進んでいますという答弁だという、それで終わりですね。用地買収が進んでいます。これ何十年も前からやって。

- 委員長（佐藤清吉） 大野さん、今の議題は災害救助扶助費の、この件でありますので、おおざっぱに、もう少し簡潔にお願いします。
- 委員（大野忠夫） これ、いつも簡潔でなくて、委員長、これは今回は、いろいろと災害が大きくて激甚災害なったので、特に私、強調するわけですので、ちょっと待ってください。そんなに時間かけません。そういうことで、なんか信頼のできない当局答弁ということになるわけです。どうかですね、そういう長年の地域住民の水害の度にできる課題について、今回特に言いたいのは、床下浸水、当然その物運んでしまえば、床上にいかなければ、対象にならないということですが、そういう現実、現状があるということも考えて、なんとかなるものであればですね、一つ研究していただきたいなというこ

とであります。それから今の築堤の進め方ですけども、この後、どういう手順で、いつ頃までかかって、どうやるのか、そういう所までですね、要望だけでなく、しっかりとした交渉をしていけるように、一つ行政としても、大仙市として、その辺もう少しやってほしいなというふうに思いますので、その辺は市長の答弁もあったから、そうだろうということになると思いますけれども、よろしくお願ひしたい、これ答弁いりません。同じ答弁なると思いますので、そういうことで一つよろしくお願ひしたいとします。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 先ほどの床上から非住家に移動した場合の非住家の浸水についてということでございますけれども、それにつきましては、このような大雨が何時来るといふ分からない現状も踏まえまして、今後の検討とさせていただきます。あとは間倉地区の築堤に関しましては、大変申し訳ございませんが、私どもとしましては、強く要望していくというふうにしか言えない訳でございますが、国土交通省湯沢河川国道事務所との事業調整会議、それから湯沢河川国道事務所減災対策協議会において、その辺の返答も聞けるような要望をしたいと思っておりますので、ご理解願ひたいとします。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「承認」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、報告第7号「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） それでは、報告第9号、専決処分報告について、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。資料No.補正予算

書 8 月専決は 1 3 ページご覧下さい。資料 No. 3 - 1 事業説明書 1 ページをお願いいたします。説明は、事業説明書に沿ってご説明いたします。9 款 1 項 6 目 1 0 事業、災害応急対策費であります。補正前の額 1 2 4 万 1 千円に 1 億 8, 9 1 7 万 3 千円を追加し、補正後の額を 1 億 9, 0 4 1 万 4 千円とするものであります。

始めに、事業の目的としましては、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害を未然防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るためとなっております。

次に、事業の実績といたしましては、7 月 2 2 日の災害対策本部設置後、内水の排除作業や道路冠水箇所の交通整理、避難所の運営、被災者の安否確認など 2 4 時間体制で災害対応にあたっております。また、河川の水位が下がったあとは、被害調査を実施するとともに、浸水箇所の消毒や浄化槽のくみ取り、浸水した住宅や道路及び農地等に散乱したごみの収集作業を行い、感染症予防対策や、腐敗・悪臭の発生を防止するなど衛生対策を実施しております。

次に、今回の被害の課題といたしましては、雄物川の無提部からの溢水や堤防の低い県管理河川からの越水が大きな要因となっているため、国や県に整備を要望するとともに、内水処理につきましては排水能力の増強について、検討が必要となっております。

次に、補正をお願いいたします災害応急対策費 1 億 8, 9 1 7 万 3 千円の内訳であります。① ゴミ処理や浄化槽の汲み取り、消毒に係る経費としまして 1 億 1, 5 7 7 万 6 千円、② 内水の排水作業に係る経費としまして 5 1 3 万 4 千円、③ 備蓄品の補充や学用品の給与に係る経費としまして 2 3 6 万 8 千円、④ 市民ゴルフ場の応急復旧に係る経費としまして 3 1 3 万 9 千円、⑤ 災害対策のために出動しました消防団員の費用弁償が 5 1 1 万 5 千円、⑥ 災害対策業務に従事しました市職員の時間外手当が 5, 7 6 4 万 1 千円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 予算に関連して、災害対策のため、出動した消防団員の費用弁償、これは何人が出動したのかというふうなこと一点、そして後はその今後の課題として述べられた中に、県、国に堤防整備を要望するというふうにありましたが、激しい雨と流

れのために、土砂が相当川に入り込んで、それが河口の方に相当流れ込んで、玉川だとか、県河川も含めて大量の砂利が堆積して、河床が相当上がっちゃってるというふうなことの解決を、とりわけ急いでやってもらいたいというふうなことを強く要望してもらいたいと思います。堤防の嵩上げと築堤を急ぐ、急いでやっていただくことは当然のことですけれども、ものすごいこの川幅が狭くなって、もうそこにあといろいろ木が生えて、ちょっと川というふうな形状をなさないような状況にまで、この23年度の大雨、あるいは最近の大雨もって、素人目にも河床がものすごく高くなっているというふうなことは、増水被害を大きくしてしまうというふうなことで、手を付ける、まずそこに早く手を付けてもらいたいというのが、私の要望ですが、それに向けて当局の方としては、どれだけの力を入れて、それに望むかというあたりのところの考え方をお聞かせ願います。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 始めに、団員の人数ですけれども、述べ人数で1,165名となっております。次の堤防の河床の掘削ということで、その要望ということですが、国の直轄河川、雄物川におきましては、現在も河道掘削の工事を行っているところもございます。今回の大雨により、新たに土砂等が流入して河床、河道が上がったと、河床が上がったというふうなところもありますので、特に県管理河川につきましては、やはり川幅も狭いですし、川底も高いといえますか、そういう状態でございますので、今後強く、そこを工事していただくように要望して行きたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 特に被害のひどかった協和の川原集落の非常に壊滅的な破壊をされてしまったわけですが、これまでの大雨というふうなことによる被害のあり方とは若干違ったのではないかなというのは、そこが基盤整備をしている最中であつたというふうなことで、ちょうど表土等が大量に集落になだれ込んだというふうなことが、ああいう破壊状況は、そのことも一つの要因になっているのではないかなというふうなことで、素人目に感じているところなんです、被害状況とその周辺の基盤整備との関係で、川原集落の状況はどのように分析しているものなのか、ちょっと。

○委員長（佐藤清吉） 文子さん、この今の議題に沿った中での質疑であれば良いんですけど、今はあくまでも川原というのは別のなるかと思えますんで。

○委員（佐藤文子） これあれですよ、川原集落の問題ということよりも、いわゆる事業との関連での、いわゆる被害の大きさというふうなこととの関連で今聞いたのですので、ちょっと、あんまりそれは関係ないなら関係ないと言えば良いだけの話なんです。

○委員長（佐藤清吉） それ違うと思うんだ。

○委員（佐藤文子） 担当で分からなければいいです。

○委員長（佐藤清吉） はい。

○協和支所長（加藤博勝） 今、そこで基盤整備やっておりますけれども、その表土の大部分流れました。その影響も若干あると思えますけれども、大部分は下流の方の逢田集落の方にもけっこう田んぼの方に流れて行ってますので、一概にそれだけとは言えませんが、たぶんいくらかは多分川原集落の方にも、その影響はあるかと思えます。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「承認」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第117号、「字の区域の変更について」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 説明に入ります前に、本日同席させております総務課職員を紹介いたします。文書法制班長の高橋主幹です。同じく文書法制班の小山田主事でございます。

議案第117号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。資料No.1 議案書の18ページと19ページでございます。本案は、太田地域東今泉地区の県営であります農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区の字の区域を変更することについて、秋田

県知事から依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。なお、この字界変更は、換地処分の公告に合わせまして施行することとして、平成30年1月を予定しております。本日は、別途資料を提出させていただきますので、そちらをご覧願いたいと思います。

A3判横長の資料でございます。表紙をめくっていただきますと、位置図がございます。事業の施行区域は、太田地域東今泉地区の図面では、赤く塗ってある区域でございます。次のページをご覧いただきます。こちらが、区域内における字界変更の全体図であります。多少、縮尺の関係で、小さくなっておりますけれども、同種の事業といたしましては、比較的軽微な字界変更ということが言えようかと思えます。それぞれ矢印で示している部分、赤い線が新しい字界となるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第118号、「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 議案第118号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち総合防災課所管分についてご説明いたします。

資料No.4、補正予算書9月補正①の10ページをご覧ください。一番下の行でございます。3款5項1目20事業、復興支援事業費であります。ゆきんこカード振興組合から復興支援のための寄付金がありましたので、4万8千円を一般財源から特定財源へ財源振替するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 次に、田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 説明の前に、今日出席している職員の紹介をいたします。廃棄物班の佐藤主幹です。環境班の稲田主幹です。

議案第118号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）の環境交通安全課の所管事業に係る補正内容について、ご説明申し上げます。

資料No.4の「平成29年度大仙市補正予算、予算に関する説明書付9月補正①で、11ページの4款1項8目24事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費の補正をお願いしております。事業説明書は、資料No.4-1の3ページとなります。事業の目的といたしましては、二酸化炭素の排出抑制に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入により、市所有施設からの二酸化炭素排出量を大幅に削減し、政府の地球温暖化対策計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献するとともに、低炭素社会の実現に資することを目的とするものであります。事業の概要ですが、市の事務・事業に関する全ての施設を対象に温室効果ガスの排出量を把握・整理するとともに、設備の稼働や使用状況に関する調査を実施するものであります。また、抽出した複数の施設を対象に詳細な省エネ診断を実施し、設備導入と運用改善を組み合わせた省エネモデルを検討するものであります。調査委託料は9,979千円であり、国の平成29年度二酸化炭素排出抑制事業費等補助事業に採択され、財源は全額国庫補助金となります。なお、本事業で検討した省エネモデルをその他施設等に適用した場合の、温室効果ガスの削減量を推計し、2030年度までに2013年度比40%の削減を目標とした、平成30年度策定予定の大仙市地球温暖化対策実行計画の改定を進めていきたいと考えております。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長(佐藤清吉) 次に、議案第119号、「平成29年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長(田口禎幸) 議案第119号平成29年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)の補正内容について、ご説明申し上げます。資料No.4の平成29年度大仙市補正予算、予算に関する説明書付、9月補正①で、ページは17ページから23ページであります。資料No.4-1の主な事業の説明書では、4ページであります。それでは、資料No.4-1主な事業の説明書4ページをご覧ください。平成28年度は、天候に恵まれたことにより、売電量が当初計画を約10%上回る実績となっており、営業利益においては当初計画を約118%上回る実績となっております。今次、補正につきましては、平成28年度の実績が確定したことにより、1,410万4千円を補正し、繰越金を温暖化対策基金へ積立てるための補正であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤清吉) 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第123号、「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 議案第123号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）のうち総合防災課所管分についてご説明いたします。資料No.6補正予算書9月補正②の10ページをお願いいたします。資料No.6-1事業説明書の1ページをご覧ください。説明は、事業説明書に沿ってご説明いたします。3款5項1目60事業、災害援護資金貸付金事業費であります。1,050万円の補正をお願いするものであります。財源は、全額災害援護資金貸付事業債となっております。

始めに、事業の目的としましては、平成29年7月22日からの大雨災害で被害を受けた世帯主に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき災害援護資金の貸し付けを行うことにより、被災された方の生活再建の一助としていただくためとなっております。

次に、事業の実績といたしましては、7月22日からの大雨災害からの早期復旧・復興を目指すため、8月10日に災害復旧本部を立ち上げ、被害を受けた道路及び農林施設の復旧や、被災された方の生活支援や相談に市をあげて取り組んでおります。

次に、事業の課題といたしましては、災害援護貸付金につきましては、被災者に利率3%で資金を貸付し、償還時に市と県で利子補給することで実質無利子となる融資制度であります。貸付金の原資は、県から市へ元金全額が融資されますので、市は被災者の償還にあわせて県に償還することになりますが、被災者からの償還がなくても県に返還する義務が生ずるというところでございます。

最後に、災害援護資金貸付事業費の概要であります。貸付の対象となる方及び貸付限度額は①家財の3分の1以上の損害を受けた方で150万円、住居が半壊した方が1

70万円、全壊の方で250万円となっております。貸付利率等につきましては、利率が年3%、利子補給は市と県で2分の1ずつとなっており、据え置き期間は3年、償還期間は、据置期間3年を含む10年、償還方法は、年賦または半年賦、市内に居住する方に保証人となっていただく必要があります。所得要件につきましては、世帯人数に応じて前年の総所得額に応じた制限がありまして、世帯人数が1人の場合は220万円以下、2人では430万円以下、3人では620万円以下、4人では730万円以下、5人以上では730万円プラス1人増すごとに30万円以下となっております。貸付見込額といたしましては、家財3分の1以上2件分の300万円と全壊分3件分750万円のあわせて1,050万円としております。なお、貸付は平成29年度中におこない、3年間の据置期間を経て、平成32年度から平成39年度までが償還期間となりますので、それに伴い利子補給金事業も同期間継続するため、災害援護資金貸付金利子補給金として130万円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、補正予算書は12ページ、事業説明書は2ページをお願いいたします。事業説明書に沿ってご説明いたします。9款1項6目10事業、災害応急対策費であります。1,195万円の補正をお願いするものであります。

はじめに、事業の目的としましては、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害を未然防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るためとなっております。

次に、事業の実績といたしましては、8月24日からの大雨災害に対応するため、災害対策本部を設置し、内水の排除作業や道路冠水箇所の交通整理、避難所の運営、被災者の安否確認など24時間体制で災害対応にあたっております。

次に、被害の課題といたしましては、今回も雄物川の無提部からの溢水が大きな要因となっているため、国や県に整備を要望するとともに、内水処理につきましては排水能力の増強についての検討が必要となっております。

最後に、補正をお願いいたします災害応急対策費1,195万千円の内訳につきましては、7月22日からの大雨災害及び8月24日からの大雨災害に係る応急的な経費に係るものであります。内訳であります。が、(1)内水の排水作業に係る経費といたしまして306万9千円、(2)小規模災害の応急復旧に係る経費といたしまして600万円、(3)市民ゴルフ場の応急復旧に係る経費といたしまして98万9千円、(4)災害対策のために出動しました消防団員の費用弁償が189万2千円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 2点お願いしたいと思います。1点は、平成23年6月に同じような洪水あったわけですけれども、その時も資金の貸付事業はやっておったのか、やっておったとすると、大体その返済、それでなくてもかなり厳しい家計の中で返済するというのは大変だと思うんですけど、どんな状況であったのか、教えていただきたいというのと。これ説明のチェック3のところ、被災者に利率3%で資金を貸し付け、申し訳ない、私ちょっと勘違いしました。まったく利息は無しということで、あれだということで、私の間違いです。一つ目の問題だけ一つお分かりでしたら教えていただきたいと思っています。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） お答え申し上げます。この災害の資金貸付事業というのは、災害救助法の適用にならなければならないという事業でございます、平成23年6月は災害救助法の適用になっていないことから、事業は実施されておられません。

○委員（石塚柏） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 貸付金、貸付事業に関連して、全壊、半壊、流出、こういった世帯は、この貸し付けを見込んだ件数よりも多いように思うんですけども、実際に、この全壊・半壊は3件、貸付見込み件数全部で5件ですよ、実際のこの半壊という状況になった方々はもっといらっしゃったように気するんですけども、この貸し付けをその方々は利用しようとしていないのかどうか、申込者全員が該当になったものかどうか、その点をお聞かせ願います。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今回のこの貸付金事業、これから申し込みを受けるものでございまして、まだ全然、数的には分かってございません。

○委員（佐藤文子） まず、見込みと言うこと。

○総合防災課長（竹村由喜美） そういうことでございます。

○委員（佐藤文子） これからの申し込み受付ということですね。

○総合防災課長（竹村由喜美） はい。

○委員（佐藤文子） はい、分かりました。もっと多くなる可能性はある。

○総合防災課長（竹村由喜美） ある。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 52

再 開 11 : 04

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、請願第14号、「川原集落集団移転に関する請願」を議題といたします。

本件に関し、ご意見等をお願いいたします。

まず、このことについて、何か執行部の方から、分かっているものがあれば、ちょっと説明していただければ助かると思います。はい、支所長。

○協和支所長（加藤博勝） 今回の川原集落の集団移転に関する請願でございますけれども、先程からお話ありましたとおり、7月22日の大雨によりまして、川原地域は淀川の河川が氾濫いたしまして、住宅が流されんばかりの濁流と化しまして、被害も全壊が3棟、半壊が4棟、床上浸水が1棟の被害を受けたところでございます。6年前にもこのような被害を受けまして、川原地域で皆さんに今後の生活について話しましたところ、

皆さんの意見が移転を希望するという事で纏まりまして、請願を提出したところでございます。そのようなことで市としても個別に回りまして、聞き取りをいたしました。その時には、この後説明会を開くという前提で聞き取りをしましたがけれども、大方の方が、その説明会の話聞いてからということで、考えもまだはっきり決まっていなような感じでございます。その後、市の方でも説明会を開きまして、堤防の話や支援策の話等を説明いたしまして、その後再度、市の方で地域の人に個別に聞き取りをしたところ、堤防が出来ると移転しなくてもいいのではないかとというような考えを持つ人も、中には出てきたので、そのあたりを会長さんにも、もう一度集落の集まって話を纏めてほしいというようなことまでは話してございます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ただ今、協和の支所長さんの方から、今の現状について説明いただきました。委員の皆さん方から、この議題に対しまして皆さん方のご意見を頂戴したいと思っております。何かございせんか。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） すいませんここに資料いただいておりますけど、全戸数が移転することなんですか。それともどっか1戸ぐらいは残るよという話なんですか。その辺のところ確定してらるんですか、それとも、まだやや流動的という捉まえでいいんでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、加藤支所長。

○協和支所長（加藤博勝） 最初は皆さん被害にあったすぐには、皆さん、こういうところでなく、安心した場所に移転したいというような話で纏まったんですけども、その後いろいろ経費的な面とか、堤防の出来るような話とか、ありましたんで、考えもやや流動的になってきたというのが、今の現状のようでございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） これ堤防っていっても、この今回の洪水の水位とかっていうことを考えると、必ずしも今回の水位が最大に高いと限らないわけで、なおかつ水位が上がることだって予想されるわけで、そういったことも含めて、やっぱりじっくり話して納得してもらうことが大事なんじゃないですかね。私は、どちらかと言うと、なるだけ公的な助成も含めて負担を少なくして、もうこういう低い場所に、もう離れると、神岡の毎回床上浸水する家屋あるんですけど、ここの方の話を聞いていけばね、私らは低いところ、ともかく高いところにチャンスがあれば逃げると、移転をするということで、そうせざ

ると思うんですけど、二人で話ししたってどうしようもならない話ですけど、ちょっと疑問な点ありましたので、お尋ねした次第です。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ありましたらお願いいたしたいと思います。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 集団移転というふうなことで支所長さんが言われたように、少し今になって、流動的な、そういった雰囲気になってきているというふうなことで、移転をしなくても、もっと安全策を講ずる、そういう可能性がもっとあるのであれば、ここに居たいというふうに思っている方もいるのではというふうにも思い、まだまだちょっと今の段階では、この集落総意というふうに決めかねるといふ感じ、そういう状況なので、少し成り行きを見守っていくことも必要なのではないかなというふうな感じを所長さんの説明から感じたところです。そしてちょっと一つ疑問なのは、あまり住所皆さんの住所書いてらっしゃるんですけども、みんな筆跡同じな方が、書いてくれたんだろうなというふうな感じもありまして、その辺総意としての表れが、総意として捉えていいのかどうか、この点からも少し疑問に感じたんですけども、やっぱり集団移転というのは、基本的に住民合意というふうなものも前提としてやって行きたいもんだなというふうに思います。まずこの問題がいずれどのようなふうになるかが、再びああいうふうな甚大な被害を受けるようなことのないような対策は急いで、県を中心にして講じていただくというふうなことを併せて要望していくことは肝心なのだと思いますけれども。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） お尋ねだったんですが、大体この時、最大の水位というのと、この一番上の今喜一郎さん16.2m、このあたり、16.2を超えているんじゃないんですか。小田嶋金一郎さん知ってるんですけど、俺さもすぐあと来る、後もうちょっとだったと言ってましたから、恐らく16.5だとか、このぐらいの標高まで、これ水、達したんじゃないですか。だって道路が15.1でしょ。16にしたたって90cmしか水が無い、あれだけの太い杉の木が倒れているということは、1mそこらでは運ばれないような気がするんですけど、だから16.5くらいまでいったんじゃないですかね。それらも含めて堤防作ったから絶対安心だと私、あまり考えない方がいいと思います。ちょっと個人的な話で。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見等ございませんか。はい、千葉委員。

- 委員（千葉健） この築堤のことなんですけれども、築堤されるとそこに住みたいという心情的なものわかるんですけれども、その築堤というのはもし仮に必ずそこに築堤して、これぐらいの予算で、このぐらいの年数かかりますよ、だから全壊した方々は、その間辛抱してくださいとか、そういういろんな、なんていうか築堤した場合に、こういう条件で何年かかるとかという予算的なことって説明ありましたか。ちょっとお聞きしたいと思います。
- 委員長（佐藤清吉） はい、支所長。
- 協和支所長（加藤博勝） この間の県の説明によりますと、今回の災害の関係で国の方に申請するというので、まず10月の10日までに国の方に申請いたしまして、約予算が10億ぐらいということで、これは単年度事業で、国の方からの配分が決まるのが11月の中頃ということでしたので、それが決まれば、まず今年度はちょっと出来ませんので、繰越事業となりまして、30年度には約2kmの堤防が作るというような話がありました。
- 委員長（佐藤清吉） 他にご意見等ございませんか。
- 委員（大野忠夫） はい、委員長。
- 委員長（佐藤清吉） ちょっと待って、委員の皆さん方にお話ししたいんですが、今のこれあくまでも請願でございます。もしこれが継続審査とかなればですね、まったく審議未了で廃案となります。これだけちょっと覚えていただきたいと、いわゆる継続審査、あるいは採択、不採択あるわけなんですけども、聞いてみますとどうも、まだという感じもあるんですけども、ただ今、最後の委員会という中でですね、これは継続審査なることによって審議未了、廃案となりますので、これもですねご承知おきいただきたいと、そう思います。はい、ご意見等ありましたら。はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） この住んでる人達の気持ちは大体分かりますけれども、問題はどこに移転しても、この地図見てもその通りですが、将来というか、今よりも高く水が来るようであれば、移転をしても、また同じ状態になるという、そういうことも想定されるんでねがな、そういうこと考えると、これまったく観点違うんですけれども、今建築確認、建てる時建築確認なんか法ってして、確認申請やって、その許可されないと建築されないという、そういうことから見っていくと、やはりそういう危険な、将来災害の危険性がすぐ迫ってくるようなどころに移転するそのもの自体がどうなのかなと、良いという許可する方は、住む人良ければいいということでもいいのかと、やはりそこに住む

ということは、確認、移転の許可与える側の方も先のことまでも一つきちんと考えて、それなりになれば、ここあの高台にするとか、そういうことで移転許可するであればいいけども、そこまでそれ移転する住民の人たちは考えて今いるものでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） 大野さん、そろそろ意見だけでしゃべってもらえるかな、皆さん同じなんですけども、質問事項については、ある程度説明いただいていますんで、あとは自分、皆さん方の意見を出してもらって、どっちの判断にするのか、これを決めて行きたいと思いますんで、その点ご理解を賜りたいとそう思います。他にご意見ございませんか。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 今、委員長が継続審査になると廃案なるという話が、これって一時不再議ということで、まず今議会の中では、廃案なるということなのか、今回採択なると、同じ物が出て12月議会あるいは3月議会でも、議会としては（聞き取り不可能）。

○委員長（佐藤清吉） あの今回、我々議員が今月で終わります。そういうことから議員がまた替わります。一時不再議とかじゃなくてですね、あくまでも今期限りの請願、陳情でありますんで、それについて、ここで、もし仮に継続審査となればですね、先ほど言ったように審議未了、廃案となることでもあります。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そういうことなのでありましたら、この請願については、この時点での請願というふうなことであっても、住民の意思が一定確認された内容なので、ここでまず採択をして、いずれ採択したからといって、その後、いわゆる集落の実情、その後の変化などに併せて、どのように変わるか分かりませんが、いずれこの集団移転を強引にすすめるというふうなことはないように、集落の合意というふうなものに一番注視しながら進めることという意見を付しておく程度で充分なのではないかなというふうに思うんですけれど。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ございませんか。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 今、委員長言ったとおりよ、これを継続審査にしまえば廃案なるということだから、やっぱり一応この人たちの出されたあれを汲んで、採択して、またこの後この人たちが、そう変わってくるとすれば、その時にまた出してもらってというような感じにしていた方が、審議未了で廃案となっちゃえば、あと出す窓口がなくなっちゃうから、私としてはそうした方が、委員変わっても、話に載せるあれは出てくると思いますので、そうした方がいいのではないかなと、私はそう思います。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ございませんか。

ないようですので、これより採決いたします。

本件は、「採択」と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本件は、「採択」すべきものと決しました。

○委員長(佐藤清吉) 以上で請願の審査が終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

採択した請願第14号「川原集落集団移転に関する請願」は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(佐藤清吉) 次に、継続審査となっております、陳情第57号、「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)法案の国会提出に反対する陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。何かご意見等ございませんか。はい、石塚委員。

○委員(石塚柏) これあともう成立しているので、特にこれで陳情出すという意味合い無くなりましたので、取り下げるといふことでいいんでないでしょうかね。という意見です。

○委員長(佐藤清吉) 他にご意見ございませんか。はい、佐藤委員。

○委員(佐藤文子) 国会での採決はされておりますけれども、内容に対するやっぱり反対をしている陳情であり、いずれこれが通ったとしても、この内容については、まだまだ異論もあって、今後国政の力関係の成り行きによっては、どうなるか分からないというふうな内容も含んでおりますので、是非これは、市民の共謀罪に対する反対の声なんだというふうな声で、私は陳情を通していただきたいというふうに思います。

○委員長(佐藤清吉) 他にご意見ございませんか。

ないようですので、ただいま反対意見もありますんで、これより、挙手により採決いたします。

本件は、「採択」とすることに賛成の方は挙手ねがいます。

(挙手 1人)

○委員長（佐藤清吉） 挙手少数であります。よって、本件は、「不採択」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、陳情第63号、「「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。

何か、ご意見ございませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） この森林の環境という分野については、今、地球温暖化を非常に問題視されている時代でありますけれども、非常にこの森林の持つ効果といいますか、人間一人、1日とか1年とかって計算せば分かる、どの位炭素を運ぶか、それを吸収するのが、また森林であるということ良く言われてきたわけですが、そういう意味を込めまして、そういう地球温暖化を考えますと、きっちりと整理をした、りっぱな森林環境にしていかなければならないのではないのかなということだと思いますと、私は採択にしたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、他にご意見等ありましたら、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろ森林の持つ役割等については、皆さんと同じ考えなんですけれども、いずれ国土の保全、森林の保全、いずれこれは、きっちりと国の予算でもってしっかり支えていかなければならないというふうなことで、この間行われてきた、営林署の縮小だとか、それから間伐をあまりしないで木材を海外の製材に頼ってきてるとか、そういうふうな中で、日本の森林は、段々段々疲弊していったというのが現状で、この森林保全に対する国の予算をしっかりと持ってきてなかったことが、今のいろんな問題を起こしているんだというふうに思います。いずれこういう地球温暖化が言われ、激しい大雨などが降る中で、森林の持つこの効果というふうなものは、すごく重要なものがあるわけですので、しっかりと国の森林予算を大幅に増やして、管理、人材、そういったものをしっかりとやってもらいたいというふうに思うわけです。それをやるために財源を広く国民から集めるというふうな、新たな税金、目的税を国民全員から取るための税金を作るというふうなことになっているわけです。今この陳情は、それはちょっとおかしいんじゃないかと私は思いますので、この陳情については、ちょっと賛成いたしかねます。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見等ありましたら、お願いいたしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ないようですので、この件につきましては、挙手により採決いたします。

本件を、「採択」とすることに賛成の方は、挙手願います。

（挙手 5人）

○委員長（佐藤清吉） 挙手多数であります。よって本件は、「採択」すべきものと決しました。

ただ今、陳情第63号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。ただいま、事務局から意見書案を配付させます。

（意見書案配付）

○委員長（佐藤清吉） ただ今配付いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました、意見書案について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議ありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（佐藤清吉） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤清吉） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間に渡り、大変ご苦労様でした。

午前 11 時 30 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐藤清吉